



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
9月30日  
第347号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県特定非営利活動促進法等施行細則の一部を改正する規則 (県民活動生活課) .....	1
※滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (下水道課) .....	28
○ 告 示	
※滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正 (税政課) .....	28
※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正 (中小企業支援課) .....	28
滋賀県琵琶湖のレジヤ利用の適正化に関する条例による指定保管業者の地位の承継 (琵琶湖保全再生課) .....	29
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) .....	29
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出 (障害福祉課) .....	29
道路区域の変更 (道路保全課) .....	30
道路の供用開始 (道路保全課) .....	30
道路の供用廃止 (道路保全課) .....	31
自転車歩行者専用道路の指定 (道路保全課) .....	31
○ 公 告	
危険物取扱者保安講習実施公告 (防災危機管理局) .....	31
応急入院指定病院の公告 (障害福祉課) .....	32
令和4年度前期技能検定合格者公告 (労働雇用政策課) .....	32
公共測量実施公告 (監理課) .....	39
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (南部) .....	40
○ 公安委員会規則	
※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課) .....	40
○ 病院事業庁規程	
※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正.....	43
○ 雑 報	
計画段階環境配慮書の縦覧公告.....	43

## 規 則

滋賀県特定非営利活動促進法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第52号

### 滋賀県特定非営利活動促進法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県特定非営利活動促進法等施行細則 (平成10年滋賀県規則第65号) の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条中「の定款変更」を「(特例認定特定非営利活動法人)の定款変更」に改める。

第23条中「別記様式第23号」を「別記様式第22号」に改める。  
第24条中「別記様式第24号」を「別記様式第23号」に改める。  
別記様式第1号から別記様式第14号までを次のように改める。

別記

様式第1号(第3条関係)

設立認証申請書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者

住所または居所  
氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)  
電話番号  
事務責任者の氏名  
担当者の氏名  
担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号(第4条関係)

補正書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

補正を行う者

住所または居所(特定非営利活動法人の名称および主たる事務所の所在地)

申請者の氏名(代表者の氏名)

電話番号

事務責任者の氏名

担当者の氏名

担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

年 月 日に申請した について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項(同法第25条第5項または第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、別添のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

2 補正の理由

※ 代理申請時使用欄

申請代理人

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

行政書士登録番号

連絡先(電話番号またはメールアドレス)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号(第5条関係)

設立登記完了届出書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

届出者

特定非営利活動法人の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名  
電話番号  
事務責任者の氏名  
担当者の氏名  
担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

設立の登記をしたので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第4号(第7条関係)

## 役員の変更等届出書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

## 届出者

特定非営利活動法人の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名  
電話番号  
事務責任者の氏名  
担当者の氏名  
担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

下記のとおり役員に関する事項について変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

## 記

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所または居所

## ※ 代理申請時使用欄

申請代理人  
住所  
氏名  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)  
行政書士登録番号  
連絡先(電話番号またはメールアドレス)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所もしくは居所の異動、改姓または改名の別を記載し、補充または増員によって選任した場合には、その旨を付記すること。

なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任と記載すること。

3 役名の欄には、理事または監事の別を記載すること。

4 変更事項が改姓または改名の場合には、氏名の欄に、旧姓または旧名を括弧を付して併記すること。

様式第5号(第8条関係)

定款変更認証申請書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者  
特定非営利活動法人の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名  
電話番号  
事務責任者の氏名  
担当者の氏名  
担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

下記のとおり定款を変更することについて特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
2 変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を記載すること。

様式第6号(第8条関係)

定款変更届出書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

届出者

特定非営利活動法人の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名  
電話番号  
事務責任者の氏名  
担当者の氏名  
担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 変更年月日

年 月 日

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



## 様式第7号(第9条関係)

## 事業報告書等提出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

## 提出者

特定非営利活動法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

電話番号

事務責任者の氏名

担当者の氏名

担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

下記に掲げる前事業年度( 年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、提出します。

## 記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称および代表者の氏名)および住所または居所を記載した書面

## ※ 代理申請時使用欄

申請代理人

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

行政書士登録番号

連絡先(電話番号またはメールアドレス)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号(第11条関係)

解散認定申請書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者

特定非営利活動法人の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名  
電話番号  
事務責任者の氏名  
担当者の氏名  
担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて特定非営利活動促進法第31条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由および経緯

2 残余財産の処分方法

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号(第11条関係)

解 散 届 出 書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

届出者  
清算人  
住所または居所  
氏名  
電話番号

下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 特定非営利活動法人の名称

2 解散事由

- (1) 社員総会の決議
- (2) 定款で定めた解散事由の発生
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

3 残余財産の処分方法

※ 代理申請時使用欄

申請代理人  
住所  
氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)  
行政書士登録番号  
連絡先(電話番号またはメールアドレス)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 2は、該当するものを○で囲むこと。

様式第10号 (第12条関係)

清 算 人 就 任 届 出 書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

届出者  
清算人  
住所または居所  
氏名  
電話番号

下記のとおり の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
  
- 2 清算人の氏名および住所または居所
  
- 3 清算人が就任した年月日  
年 月 日

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先 (電話番号またはメールアドレス)
---

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第11号(第13条関係)

## 残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事申請者  
清算人  
住所または居所  
氏名  
電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

## 記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 譲渡しようとする残余財産の内容
- 3 残余財産を譲渡しようとする相手方の名称

## ※ 代理申請時使用欄

申請代理人  
住所  
氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)  
行政書士登録番号  
連絡先(電話番号またはメールアドレス)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 3には、残余財産を譲渡しようとする相手方が複数ある場合には、それぞれに譲渡しようとする財産を記載すること。

様式第12号(第14条関係)

清算終了届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者

清算人

住所または居所

氏名

電話番号

の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、  
届け出ます。

※ 代理申請時使用欄

申請代理人

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

行政書士登録番号

連絡先(電話番号またはメールアドレス)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号(第15条関係)

合併認証申請書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者

合併しようとする特定非営利活動法人の名称  
 主たる事務所の所在地  
 代表者の氏名  
 電話番号  
 事務責任者の氏名  
 担当者の氏名  
 担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

合併しようとする特定非営利活動法人の名称  
 主たる事務所の所在地  
 代表者の氏名  
 電話番号  
 事務責任者の氏名  
 担当者の氏名  
 担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

下記のとおり合併することについて特定非営利活動促進法第34条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併後存続する(合併によって設立する)特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第14号(第16条関係)

合併登記完了届出書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

届出者

特定非営利活動法人の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名  
電話番号  
事務責任者の氏名  
担当者の氏名  
担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

合併の登記をしたので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第16号(表)を次のように改める。

様式第16号(第18条関係)

(表)

認定特定非営利活動法人としての認定または特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

受付印

年 月 日 (宛先) 滋賀県知事	主たる事務所の所在地	〒	
		電話( )	—
		FAX( )	—
	(ふりがな)		
	申請者の名称		
	(ふりがな)		
	代表者の氏名		
	事務責任者の氏名		
	担当者の氏名		
	担当者の連絡先 (電話番号またはメールアドレス)		
設立年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件	
過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・無 (自 年 月 日 至 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
認定(特例認定)取消の有無 (認定(特例認定)取消日)	有・無 ( 年 月 日)		
事業年度	月 日～ 月 日	<input type="checkbox"/> 特例認定	

特定非営利活動促進法(第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定  
第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人としての特例認定)を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)


上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職

(その他の参考事項)

--

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

別記様式第17号(表)を次のように改める。

様式第17号(第19条関係)

(表)

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

受付印

年月日  (宛先) 滋賀県知事	主たる事務所の所在地	〒		
	(ふりがな)	電話( )	-	
	申請者の名称	FAX( )	-	
	(ふりがな)			
	代表者の氏名			
	事務責任者の氏名			
	担当者の氏名			
	担当者の連絡先 (電話番号またはメールアドレス)			
	認定の有効期間	自 年 月 日	テスト要件 パブリックサポート <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	認定の有効期間の満了日の 6月前の日	至 年 月 日		
認定の有効期間の満了日の 3月前の日	年 月 日			
事業年度	月 日 ~ 月 日			
特定非営利活動促進法第51条第2項に規定する認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地				
		左記の事務所の責任者の氏名		役職
(その他の参考事項)				

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

別記様式第18号から別記様式第21号までを次のように改める。

様式第18号(第20条関係)

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の定款変更の認証を受けた場合の届出書

**受付印**

(宛先) 滋賀県知事	主たる事務所の所在地	〒 電話( ) -
	県内に所在するその他の事務所の所在地	〒 電話( ) -
	(ふりがな)	
	法人の名称	
	(ふりがな)	
	代表者の氏名	
	事務責任者の氏名	
	担当者 の 連 絡 先 (電話番号またはメールアドレス)	
認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、滋賀県特定非営利活動促進法施行条例第21条第2項(第26条第2項)の規定に基づき届け出ます。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の謄本  ・変更後の定款	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号(第21条関係)

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の代表者変更届出書

受付印

年 月 日 (宛先) 滋賀県知事	主たる事務所の所在地	〒
	(ふりがな)	電話( ) -
	法人の名称	
	(ふりがな)	
	代表者の氏名	
	事務責任者の氏名	
	担当者の氏名	
	担当者の連絡先 (電話番号またはメールアドレス)	
認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日	至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき届け出ます。

異動年月日	変更後の代表者の氏名および住所	変更前の代表者の氏名および住所

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第20号(第22条関係)

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の役員報酬規程等提出書

受付印

(宛先) 滋賀県知事	主たる事務所の所在地	〒	
	(ふりがな)	電話( )	—
	法人の名称	FAX( )	—
	(ふりがな)		
	代表者の氏名		
	事務責任者の氏名		
	担当者の氏名		
	担当者の連絡先 (電話番号またはメールアドレス)		
	認定の有効期間	事業年度	
	自 年 月 日	自 年 月 日	
至 年 月 日	至 年 月 日		

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程	チェック欄	エ 役員等に対する報酬または給与の状況 (7) 役員等に対する報酬または給与の支給 (4)を除く。 (4) 給与を得た職員の総数および総額		
	提出しない場合 最後に役員報酬規程を提出した事業年度( 年度) 最後に職員給与規程を提出した事業年度( 年度)			オ 支出した寄附金の額ならびにその相手先 および支出年月日
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。)		カ 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および用途ならびにその実施日		
	ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項			
	イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (7) 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (4) 役員等との取引			
	ウ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者もしくは三親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日			
		(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イおよびロ、第5号ならびに第7号に掲げる基準に適合している旨および法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		
		認定基準等チェック表(第3表) ※ 「ロ」の欄の記載は必要ありません。		
		「役員の状況」第3表付表1 監査証明書または「帳簿組織の状況」第3表付表2		
		認定基準等チェック表(第4表)(初葉)		
		認定基準等チェック表(第5表)		
		認定基準等チェック表(第7表)		
		欠格事由チェック表		

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



様式第21号(第22条関係)

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

受付印

(宛先) 滋賀県知事	主たる事務所の所在地	〒 電話( ) -
	(ふりがな)	
	法人の名称	
	(ふりがな)	
	代表者の氏名	
	事務責任者の氏名	
	担当者の氏名	
	担当者の連絡先 (電話番号またはメールアドレス)	
認定年月日	年 月 日	
認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第22号(表)を次のように改める。

様式第22号(第23条関係)

(表)

特定非営利活動促進法第63条第1項または第2項の合併の認定を受けるための申請書

受付印

年月日  (宛先) 滋賀県知事	主たる事務所の所在地	〒	
		電話( )	-
		FAX( )	-
	(ふりがな)		
	申請者の名称		
	(ふりがな)		
	代表者の氏名		
	事務責任者の氏名		
	担当者の氏名		
	担当者の連絡先 (電話番号またはメールアドレス)		
認定(特例認定)年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件	
認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
事業年度	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 法第63条第2項申請	

特定非営利活動促進法第63条〔第1項 第2項〕の合併の認定を受けたいので申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行い、または行おうとする事業の概要
合併後存続する法人名または 合併によって設立する法人名  (代表者名)	電話( ) - FAX( ) -	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話( ) - FAX( ) -	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話( ) - FAX( ) -	

合併によって消滅する法人が複数ある場合には、別葉に記載してください。

(その他の参考事項)

※ 代理申請時使用欄

申請代理人 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) 行政書士登録番号 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
--

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県特定非営利活動促進法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第53号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則（平成30年滋賀県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「以下」の右に「この条において」を加える。

第6条第2項第1号中「の7日前」を削り、同項第3号中「属する年の3月1日から使用しようとする日の7日前」を「3月前の日の属する月の初日（当該日がキャンプ場の休園日または滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（キャンプ場の休園日を除く。）である場合にあっては、当該日後最初に到来するキャンプ場の開園日）から使用しようとする日」に改める。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第375号

昭和40年滋賀県告示第359号（滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

表中

吉川良雄	近江八幡市上野町230	同	近江八幡市、蒲生郡竜王町の区域	を
吉川良雄	近江八幡市上野町230	同	近江八幡市、蒲生郡竜王町の区域	
和田恒一	近江八幡市大中町49	同	同	に

改める。

付 則

この告示は、令和4年9月30日から施行する。

滋賀県告示第376号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱（昭和59年滋賀県告示第211号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表2セーフティネット資金の表融資限度額の欄中「1億円」を「1億4,000万円」に、「2億2,000万円」を「2億6,000万円」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和4年10月1日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。

**滋賀県告示第377号**

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(平成14年滋賀県条例第52号)第15条の2第2項の指定保管業者として指定した者のうち、次の者について、地位の承継に伴い指定保管業者の氏名の変更があった。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

承継人である指定保管業者の氏名または名称	承継人である指定保管業者の住所または主たる事務所の所在地	被承継人である指定保管業者の氏名または名称	被承継人である指定保管業者の住所または主たる事務所の所在地	変更年月日
GULLIVER MARINA 奥村まち子	高島市勝野1543番地2	GULLIVER MARINA 奥村吉男	高島市勝野1543番地2	令和4.3.8

**滋賀県告示第378号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
大津京こと薬局	大津市二本松1-1ブラン チ大津京2階	薬局	宮崎 恵未	令和4.10.1
クスリのアオキ浅井薬局	長浜市内保町2709番地1	薬局	坂本 寛太	令和4.10.1

**滋賀県告示第379号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・ 育成医療	クスリのアオキ浅 井薬局	長浜市内保町2709番地1	薬局	坂本 寛太	令和4.10.1

**滋賀県告示第380号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
キクヤ調剤薬局沖野店	東近江市沖野一丁目5-36	薬局	令和4.8.31

**滋賀県告示第381号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支

援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
キクヤ調剤薬局沖野店	東近江市沖野一丁目5-36	薬局	令和4.8.31

滋賀県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年9月30日から令和4年10月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域						
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考		
県道	大鹿寺倉線	米原市多和田字千石谷693番1地先から	変更後	最小 8.5m	117.0m	道路改良工事(迂回路設置)に伴う道路区域の変更		
		米原市多和田字千石谷647番地先まで		最大 27.0m				
		米原市多和田字千石谷693番1地先から	変更前	最小 8.5m			114.9m	
		米原市多和田字千石谷647番地先まで		最大 17.6m				
	大野木志賀谷長浜線	長浜市永久寺町字キヒ田449番1地先から	変更後	最小 11.4m	105.0m			道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更(路線重用) 伊部近江線 L=4.4m
		長浜市永久寺町字キヒ田457番10地先まで		最大 25.6m				
		長浜市永久寺町字キヒ田449番1地先から	変更前	最小 8.2m			105.0m	
		長浜市永久寺町字キヒ田457番10地先まで		最大 19.0m				

滋賀県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月30日から令和4年10月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大鹿寺倉線	米原市多和田字千石谷693番1地先から 米原市多和田字千石谷647番地先まで	令和4.9.30	L=117.0m
国道477号	大津市真野普門二丁目字狭間27番1地先から	令和4.10.3	L=108.0m

	大津市真野普門二丁目字竹ノ花481番1地先まで		
大津能登川長浜線	彦根市松原町字網代口1355番3地先から 彦根市松原町字網代口1435番91地先まで	令和4.10.14	L=669.5m

**滋賀県告示第384号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

この関係図面は、令和4年9月30日から令和4年10月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の年月日	備考
大津能登川長浜線	彦根市松原町字網代口1355番3地先から 彦根市松原町字網代口1435番91地先まで	令和4.10.14	L=669.5m

**滋賀県告示第385号**

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第2項の規定に基づき次の道路を自転車歩行者専用道路に指定しようとするので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和4年9月30日から令和4年10月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	自転車歩行者専用道路の指定区間	敷地の幅員	延長	指定年月日
大津能登川長浜線	彦根市松原町字網代口1355番3地先から 彦根市松原町字網代口1435番91地先まで	最小 3.5m } 最大 4.5m	669.5m	令和4.10.14

**公 告**

**危険物取扱者保安講習実施公告**

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 講習の種類

講習区分	危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種

2 講習の受講期間および実施形態

受講期間	実施形態
受講承認日より1か月以内	オンライン講習

3 受講対象者 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者

4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙4,700円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。

- 5 受講申請書の受付期間 令和4年10月3日(月)から同月7日(金)までとする(必着)。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号  
滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、6に示す受付場所に問い合わせること。

-----  
**応急入院指定病院の公告**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
滋賀八幡病院	公益財団法人青樹会	近江八幡市鷹飼町744	令和4.10.1 } 令和7.9.30
セフィロト病院	社会福祉法人青祥会	長浜市寺田町257番地	令和4.10.1 } 令和7.9.30

-----  
**令和4年度前期技能検定合格者公告**

令和4年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
造園	造園工事	A 甲0001	22-1-062-25-0001
		A 甲0003	22-1-062-25-0002
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	A 甲0001	22-1-003-25-0001
		A 甲0002	22-1-003-25-0002
	非鉄金属鑄物鑄造	A 甲0002	22-1-003-25-0003
金属熱処理	一般熱処理	D0001	22-1-004-25-0001
		A 甲0008	22-1-005-25-0001
		A 甲0009	22-1-005-25-0002
		B0001	22-1-005-25-0003
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理	C0002	22-1-005-25-0004
		A 甲0001	22-1-005-25-0005
	高周波・炎熱処理	C0001	22-1-005-25-0006
		A 甲0001	22-1-005-25-0007
		C0001	22-1-005-25-0008
		C0002	22-1-005-25-0009
C0004		22-1-005-25-0010	
機械加工	普通旋盤	C0005	22-1-005-25-0011
		A 甲0001	22-1-006-25-0001
		A 甲0002	22-1-006-25-0002
		A 甲0003	22-1-006-25-0003
		A 甲0004	22-1-006-25-0004
		C0001	22-1-006-25-0005
		C0002	22-1-006-25-0006
C0004	22-1-006-25-0007		



	数値制御旋盤	C0001	22-1-006-25-0008
		C0002	22-1-006-25-0009
	フライス盤	A 甲0001	22-1-006-25-0010
		C0002	22-1-006-25-0011
		C0006	22-1-006-25-0012
		C0008	22-1-006-25-0013
		D0001	22-1-006-25-0014
	数値制御フライス盤	A 甲0002	22-1-006-25-0015
		C0001	22-1-006-25-0016
		C0003	22-1-006-25-0017
		C0004	22-1-006-25-0018
		C0005	22-1-006-25-0019
	平面研削盤	B0002	22-1-006-25-0020
	マシニングセンタ	A 甲0001	22-1-006-25-0021
		A 甲0004	22-1-006-25-0022
		A 甲0005	22-1-006-25-0023
		A 甲0006	22-1-006-25-0024
		A 甲0007	22-1-006-25-0025
		A 甲0008	22-1-006-25-0026
		A 甲0010	22-1-006-25-0027
A 甲0011		22-1-006-25-0028	
B0001		22-1-006-25-0029	
B0002		22-1-006-25-0030	
B0003		22-1-006-25-0031	
C0002		22-1-006-25-0032	
放電加工		ワイヤ放電加工	B0001
	B0002		22-1-095-25-0002
金属プレス加工	金属プレス	A 甲0002	22-1-007-25-0001
		C0001	22-1-007-25-0002
		C0003	22-1-007-25-0003
鉄工	構造物鉄工	C0003	22-1-008-25-0001
建築板金	内外装板金	A 甲0003	22-1-122-25-0001
		A 甲0004	22-1-122-25-0002
		B0003	22-1-122-25-0003
		B0004	22-1-122-25-0004
		B0005	22-1-122-25-0005
		C0001	22-1-122-25-0006
		C0002	22-1-122-25-0007
仕上げ	治工具仕上げ	C0005	22-1-012-25-0001
	金型仕上げ	A 甲0001	22-1-012-25-0002
	機械組立仕上げ	A 甲0002	22-1-012-25-0003
		B0001	22-1-012-25-0004
		C0001	22-1-012-25-0005
		C0002	22-1-012-25-0006
		D0001	22-1-012-25-0007
切削工具研削	工作機械用切削工具研削	A 甲0001	22-1-146-25-0001
		B0001	22-1-146-25-0002
		C0001	22-1-146-25-0003

機械検査	機械検査	D0001	22-1-013-25-0001
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト	A 甲0002	22-1-014-25-0001
		A 甲0003	22-1-014-25-0002
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲0001	22-1-015-25-0001
		A 甲0003	22-1-015-25-0002
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	C0001	22-1-016-25-0001
建設機械整備	建設機械整備	C0002	22-1-068-25-0001
		C0004	22-1-068-25-0002
建具製作	木製建具手加工	A 甲0002	22-1-125-25-0001
プラスチック成形	射出成形	A 甲0008	22-1-037-25-0001
		C0001	22-1-037-25-0002
		C0005	22-1-037-25-0003
		C0006	22-1-037-25-0004
		C0007	22-1-037-25-0005
		C0009	22-1-037-25-0006
		C0019	22-1-037-25-0007
かわらぶき	かわらぶき	D0001	22-1-039-25-0001
		D0002	22-1-039-25-0002
とび	とび	A 甲0002	22-1-040-25-0001
		A 甲0003	22-1-040-25-0002
		A 甲0013	22-1-040-25-0003
		A 甲0014	22-1-040-25-0004
		C0001	22-1-040-25-0005
		C0003	22-1-040-25-0006
		C0004	22-1-040-25-0007
防水施工	アクリルゴム系塗膜防水工事	A 甲0003	22-1-086-25-0001
	シーリング防水工事	B0002	22-1-086-25-0002
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	B0001	22-1-152-25-0001
	化粧フィルム工事	C0001	22-1-152-25-0002
熱絶縁施工	保温保冷工事	A 甲0003	22-1-049-25-0001
		A 甲0004	22-1-049-25-0002
		C0001	22-1-049-25-0003
化学分析	化学分析	A 甲0001	22-1-056-25-0001
		A 甲0002	22-1-056-25-0002
		B0001	22-1-056-25-0003
		B0002	22-1-056-25-0004
		C0001	22-1-056-25-0005
表装	壁装	A 甲0001	22-1-059-25-0001
塗装	建築塗装	A 甲0003	22-1-060-25-0001
		A 甲0004	22-1-060-25-0002
		A 甲0005	22-1-060-25-0003
		A 甲0007	22-1-060-25-0004
		B0003	22-1-060-25-0005
		C0001	22-1-060-25-0006
		C0002	22-1-060-25-0007
	金属塗装	A 甲0002	22-1-060-25-0008
	A 甲0004	22-1-060-25-0009	

	A 甲0008	22-1-060-25-0010
	A 甲0010	22-1-060-25-0011
	A 甲0011	22-1-060-25-0012
	C0001	22-1-060-25-0013

2級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
造園	造園工事	A 甲0001	22-2-062-25-0001
		A 甲0002	22-2-062-25-0002
		A 甲0003	22-2-062-25-0003
		A 甲0009	22-2-062-25-0004
		A 甲0012	22-2-062-25-0005
		A 甲0013	22-2-062-25-0006
		A 甲0014	22-2-062-25-0007
		A 甲0016	22-2-062-25-0008
		B0001	22-2-062-25-0009
		B0002	22-2-062-25-0010
		C0001	22-2-062-25-0011
		C0003	22-2-062-25-0012
		C0004	22-2-062-25-0013
		鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
非鉄金属鑄物鑄造	A 甲0001		22-2-003-25-0002
	A 甲0002		22-2-003-25-0003
金属熱処理	一般熱処理	A 甲0005	22-2-005-25-0001
		A 甲0007	22-2-005-25-0002
		A 甲0008	22-2-005-25-0003
		A 甲0010	22-2-005-25-0004
		A 甲0011	22-2-005-25-0005
		A 甲0012	22-2-005-25-0006
		A 甲0013	22-2-005-25-0007
		A 甲0014	22-2-005-25-0008
		A 甲0015	22-2-005-25-0009
		A 甲0016	22-2-005-25-0010
		A 甲0017	22-2-005-25-0011
		A 甲0018	22-2-005-25-0012
		C0002	22-2-005-25-0013
		浸炭・浸炭窒化・窒化处理	A 甲0002
	A 甲0003		22-2-005-25-0015
	C0001		22-2-005-25-0016
	C0002		22-2-005-25-0017
	高周波・炎熱処理	A 甲0001	22-2-005-25-0018
		A 甲0002	22-2-005-25-0019
		A 甲0003	22-2-005-25-0020
		A 甲0005	22-2-005-25-0021
		A 甲0007	22-2-005-25-0022
		A 甲0008	22-2-005-25-0023
		A 甲0010	22-2-005-25-0024
		A 甲0011	22-2-005-25-0025
		A 甲0013	22-2-005-25-0026

機械加工	普通旋盤	A 甲0014	22-2-005-25-0027
		A 甲0015	22-2-005-25-0028
		B0001	22-2-005-25-0029
	普通旋盤	A 甲0002	22-2-006-25-0001
		A 甲0004	22-2-006-25-0002
		A 甲0005	22-2-006-25-0003
		A 甲0006	22-2-006-25-0004
		A 甲0008	22-2-006-25-0005
		A 甲0009	22-2-006-25-0006
		A 甲0010	22-2-006-25-0007
		A 甲0011	22-2-006-25-0008
		A 甲0012	22-2-006-25-0009
		A 甲0013	22-2-006-25-0010
		A 甲0018	22-2-006-25-0011
		A 甲0019	22-2-006-25-0012
		A 甲0020	22-2-006-25-0013
		B0002	22-2-006-25-0014
		B0003	22-2-006-25-0015
		C0001	22-2-006-25-0016
		C0002	22-2-006-25-0017
		C0003	22-2-006-25-0018
		C0004	22-2-006-25-0019
		C0005	22-2-006-25-0020
		C0006	22-2-006-25-0021
		C0008	22-2-006-25-0022
		C0009	22-2-006-25-0023
	C0010	22-2-006-25-0024	
	C0011	22-2-006-25-0025	
	数値制御旋盤	B0001	22-2-006-25-0026
		C0001	22-2-006-25-0027
	フライス盤	A 甲0002	22-2-006-25-0028
C0001		22-2-006-25-0029	
D0001		22-2-006-25-0030	
数値制御フライス盤	A 甲0001	22-2-006-25-0031	
	A 甲0002	22-2-006-25-0032	
	A 甲0003	22-2-006-25-0033	
	C0001	22-2-006-25-0034	
	C0002	22-2-006-25-0035	
平面研削盤	A 甲0001	22-2-006-25-0036	
	A 甲0002	22-2-006-25-0037	
	A 甲0004	22-2-006-25-0038	
	C0001	22-2-006-25-0039	
	C0002	22-2-006-25-0040	
	C0003	22-2-006-25-0041	
円筒研削盤	A 甲0001	22-2-006-25-0042	
マシニングセンタ	A 甲0001	22-2-006-25-0043	
	A 甲0002	22-2-006-25-0044	
	A 甲0006	22-2-006-25-0045	

		A 甲0007	22-2-006-25-0046
		A 甲0008	22-2-006-25-0047
		A 甲0010	22-2-006-25-0048
		A 甲0012	22-2-006-25-0049
		A 甲0016	22-2-006-25-0050
		A 甲0019	22-2-006-25-0051
		A 甲0021	22-2-006-25-0052
		A 甲0025	22-2-006-25-0053
		B0001	22-2-006-25-0054
		B0002	22-2-006-25-0055
		C0001	22-2-006-25-0056
		C0002	22-2-006-25-0057
		C0003	22-2-006-25-0058
		C0004	22-2-006-25-0059
放電加工	ワイヤ放電加工	A 甲0002	22-2-095-25-0001
		C0001	22-2-095-25-0002
		C0002	22-2-095-25-0003
		C0003	22-2-095-25-0004
		C0004	22-2-095-25-0005
		C0005	22-2-095-25-0006
金属プレス加工	金属プレス	A 甲0004	22-2-007-25-0001
		A 甲0005	22-2-007-25-0002
		A 甲0008	22-2-007-25-0003
		A 甲0009	22-2-007-25-0004
		B0001	22-2-007-25-0005
		B0002	22-2-007-25-0006
		C0005	22-2-007-25-0007
鉄工	製缶	A 甲0001	22-2-008-25-0001
		C0001	22-2-008-25-0002
	構造物鉄工	A 甲0001	22-2-008-25-0003
仕上げ	治工具仕上げ	A 甲0004	22-2-012-25-0001
		A 甲0005	22-2-012-25-0002
		B0001	22-2-012-25-0003
		B0002	22-2-012-25-0004
		C0001	22-2-012-25-0005
	機械組立仕上げ	A 甲0001	22-2-012-25-0006
		A 甲0010	22-2-012-25-0007
		C0001	22-2-012-25-0008
		C0002	22-2-012-25-0009
		C0006	22-2-012-25-0010
		C0007	22-2-012-25-0011
		C0008	22-2-012-25-0012
		C0009	22-2-012-25-0013
		C0010	22-2-012-25-0014
		C0011	22-2-012-25-0015
		C0012	22-2-012-25-0016
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト	A 甲0001	22-2-014-25-0001
		A 甲0003	22-2-014-25-0002

電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲0002	22-2-015-25-0001	
		A 甲0003	22-2-015-25-0002	
		A 甲0004	22-2-015-25-0003	
		A 甲0005	22-2-015-25-0004	
		B0001	22-2-015-25-0005	
		C0001	22-2-015-25-0006	
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	C0003	22-2-016-25-0001	
		C0005	22-2-016-25-0002	
		C0006	22-2-016-25-0003	
		C0007	22-2-016-25-0004	
建設機械整備	建設機械整備	A 甲0005	22-2-068-25-0001	
		A 甲0009	22-2-068-25-0002	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作	A 甲0001	22-2-025-25-0001	
		A 甲0003	22-2-025-25-0002	
プラスチック成形	射出成形	A 甲0001	22-2-037-25-0001	
		A 甲0002	22-2-037-25-0002	
		A 甲0003	22-2-037-25-0003	
		A 甲0013	22-2-037-25-0004	
		A 甲0025	22-2-037-25-0005	
		A 甲0033	22-2-037-25-0006	
		A 甲0038	22-2-037-25-0007	
		B0001	22-2-037-25-0008	
		B0002	22-2-037-25-0009	
		B0003	22-2-037-25-0010	
		C0003	22-2-037-25-0011	
		C0004	22-2-037-25-0012	
		C0008	22-2-037-25-0013	
		C0011	22-2-037-25-0014	
		C0012	22-2-037-25-0015	
		C0016	22-2-037-25-0016	
		C0017	22-2-037-25-0017	
		C0019	22-2-037-25-0018	
		C0023	22-2-037-25-0019	
	C0028	22-2-037-25-0020		
	C0029	22-2-037-25-0021		
		真空成形	A 甲0001	22-2-037-25-0022
			A 甲0003	22-2-037-25-0023
			A 甲0006	22-2-037-25-0024
			C0001	22-2-037-25-0025
	左官	左官	B0001	22-2-041-25-0001
	熱絶縁施工	保温保冷工事	C0001	22-2-049-25-0001
	化学分析	化学分析	A 甲0001	22-2-056-25-0001
			A 甲0002	22-2-056-25-0002
A 甲0003			22-2-056-25-0003	
A 甲0005			22-2-056-25-0004	
表装	壁装	A 甲0001	22-2-059-25-0001	
		A 甲0002	22-2-059-25-0002	
		A 甲0003	22-2-059-25-0003	

		A 甲0004	22-2-059-25-0004
		A 甲0005	22-2-059-25-0005
		A 甲0006	22-2-059-25-0006
		C0001	22-2-059-25-0007
塗装	建築塗装	A 甲0002	22-2-060-25-0001
		A 甲0003	22-2-060-25-0002
		C0001	22-2-060-25-0003
		C0003	22-2-060-25-0004
	金属塗装	A 甲0001	22-2-060-25-0005
		A 甲0002	22-2-060-25-0006
		A 甲0003	22-2-060-25-0007
		A 甲0004	22-2-060-25-0008
		C0002	22-2-060-25-0009
		C0003	22-2-060-25-0010
フラワー装飾	フラワー装飾	A 甲0001	22-2-119-25-0001
		A 甲0002	22-2-119-25-0002
		A 甲0003	22-2-119-25-0003
		B0001	22-2-119-25-0004
		B0002	22-2-119-25-0005
		C0001	22-2-119-25-0006

3級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
金属熱処理	一般熱処理	A 甲0001	22-3-005-25-0001
		A 甲0002	22-3-005-25-0002
		A 甲0003	22-3-005-25-0003
	高周波・炎熱処理	A 甲0001	22-3-005-25-0004

単一等級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
産業洗浄	高圧洗浄	A 甲0002	22-単-159-25-0001
		A 甲0003	22-単-159-25-0002
		A 甲0004	22-単-159-25-0003
		A 甲0005	22-単-159-25-0004
		A 甲0006	22-単-159-25-0005
		A 甲0007	22-単-159-25-0006
		A 甲0008	22-単-159-25-0007
		A 甲0009	22-単-159-25-0008
		A 甲0010	22-単-159-25-0009
		A 甲0011	22-単-159-25-0010
		A 甲0012	22-単-159-25-0011
		B0001	22-単-159-25-0012

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東近江市長 小椋 正清から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル撮影、同時調整、写真地図作成)
- 2 作業の地域 東近江市全域、近江八幡市全域、蒲生郡日野町全域、蒲生郡竜王町全域、愛知郡愛荘町全域
- 3 作業の期間 令和4年9月14日から令和5年3月31日まで

## 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業の地域 彦根市全域、愛知郡愛荘町全域、犬上郡豊郷町全域、犬上郡甲良町全域、犬上郡多賀町全域
- 3 作業の期間 令和4年9月20日から令和5年2月13日まで

## 健康福祉事務所告示

## 滋賀県南部健康福祉事務所告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年9月30日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ヘルパーステーションダブルチーム	草津市東矢倉二丁目35番13号	株式会社Teampresents	草津市東矢倉二丁目35番13号	行動援護	2510600576	令和3.3.31

## 公安委員会規則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

## 滋賀県公安委員会規則第12号

## 滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第16条の2中「別記様式第14号の2」を「別記様式第14号の3」に改め、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

(自動車の安全運転の確保に関する是正措置命令書)

**第16条の2** 法74条の3第8項の規定による自動車の使用者に対する公安委員会の是正措置命令は、別記様式第14号の2の命令書を交付して行うものとする。

別記様式第14号中「年 月 日」を「滋公委発第 号 年 月 日」に、「名称」を「氏名」に、「通知

します」を「命じます」に、「理由」を「解任を命ずる理由」に改める。

別記様式第14号の2を削り、別記様式第14号の次に次の2様式を加える。



様式第14号の2 (第16条の2関係)

是正措置命令書

滋公委発第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

滋 賀 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、下記の理由により是正すべき事項を認めますので、必要な措置をとるべきことを命じます。

記

是正措置を命ずる理由	
是 正 す べ き 事 項	

この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第14号の3 (第16条の3関係)

自動車(車両)の使用制限に関する命令書

滋公委発第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

滋賀県公安委員会 印

第75条第2項  
道路交通法第75条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自動車(車両)の運転の禁止を命じます。  
第75条の2第2項

記

命 令 の 年 月 日	
自動車(車両)の使用者 の住所および氏名	
自動車(車両)の使用の 本 拠 の 位 置	
運転禁止の自動車(車両) の登録(車両)番号	
運 転 禁 止 の 期 間	
運 転 禁 止 の 理 由	

この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 自動車(車両)の使用者が法人である場合は、宛て先の氏名および自動車(車両)の使用者の氏名は、法人の名称および代表者の氏名を記載する。

## 付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

## 病 院 事 業 庁 規 程

## 滋賀県病院事業庁規程第14号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第22条第1項第9号ソおよび別表第2の15の項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

## 付 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

## 雑 報

## 計画段階環境配慮書の縦覧公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の3第1項の規定に基づき、「(仮称)三十三間山風力発電事業」にかかる計画段階環境配慮書を作成しましたので、同法第3条の7第1項の規定に基づく「一般の環境の保全の見地からの意見」を求めるため、次のとおり公告し、当該計画段階環境配慮書を縦覧に供します。

令和4年9月30日

- 1 公告する事業者 株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング 代表取締役 中渡瀬秀廣
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング 代表取締役 中渡瀬秀廣 東京都港区赤坂二丁目9番3号第1松浦ビル2階
- 3 配慮対象事業の名称等
  - (1) 名称 (仮称)三十三間山風力発電事業
  - (2) 種類 風力発電所(陸上)の設置
  - (3) 規模 事業実施想定区域 約905.46ヘクタール  
発電所の出力 最大103,700キロワット(単機出力6,100キロワットのものを最大17基設置)
- 4 事業実施想定区域 滋賀県高島市、福井県三方郡美浜町および福井県三方上中郡若狭町の行政区周辺
- 5 計画段階環境配慮書の縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)  
滋賀県高島環境事務所(高島市今津町今津1758)  
高島市役所環境政策課(高島市新旭町北畑565番地)  
高島市役所今津支所(高島市今津町弘川204-1)  
高島市役所マキノ支所(高島市マキノ町沢1410番地)  
高島市役所朽木支所(高島市朽木市場604番地)  
高島市役所安曇川支所(高島市安曇川町田中89番地)  
高島市役所高島支所(高島市勝野215番地)  
福井県安全環境部環境政策課(福井県福井市大手三丁目17-1)  
美浜町役場1階(福井県三方郡美浜町郷市25-25)  
若狭町役場環境安全課(福井県三方上中郡若狭町中央1-1)  
なお、株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングホームページ(<https://jwe.co.jp/>)でも電子縦覧を行っています。
- 6 計画段階環境配慮書の縦覧の期間および時間 令和4年9月30日から令和4年10月31日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 意見書の提出 当該計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から意見のある方は、令和4年9月30日から令和4年10月31日までの間に株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング(〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号第1松浦ビル2階)宛てに意見書を郵送、または各縦覧場所に設置する意見書箱へ投函してください。な

お、意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングホームページ (<https://jwe.co.jp/>) からダウンロードできます。郵送に関しては令和4年10月31日の消印分まで受付を行います。

- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先 株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング 電話 03-6441-3648  
担当 北田